② 配置予定技術者の工事経験　現場代理人、主任（監理）技術者のうち１名以上が、平成14年度以降に元請けとしてしゅん功した、次に掲げるア）及びイ）の施工実績を有すること。ただし、次に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。また、現場代理人の他、複数の主任（監理）技術者を配置することができることとし、すべての工種の経験を同一の者が有している必要はない。なお、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。異工種の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ施工実績として認める。なお、現場代理人としての実績においては、この限りでない。

トンネル工

ア）ＮＡＴＭ工法により施工した設計内空断面積が40㎡以上で延長0.7㎞以上あるトンネルの工事（上下線などの複数のトンネルでの延べ延長は施工実績として認めない。）

切盛土工

イ）土工量（切土量又は盛土量の大きい方）が55万㎥以上ある道路土工工事

③ 専任の主任（監理）技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④ 監理技術者にあっては、技術資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域１」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑺ 共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

① 各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

② 各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③ 中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

④ 各構成員の出資比率は２社で構成される場合にあっては30%以上、３社で構成される場合にあっては20%以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻ 上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑽ 施工計画の内容が著しく不適当でない者。

なお、提出に必要な評価項目の詳細は入札説明書によるものとする。

３　施工技術競争型総合評価方式に関する事項

⑴ 施工技術競争型総合評価方式の仕組み　本工事の施工技術競争型総合評価方式は、競争参加申請者から申請時に技術提案と技術提案プレゼンテーション前の指定の日までに入札書を提出していただき、技術提案の技術評価点が50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年11月９日付中日本高速道路株式会社規程第25号）第18条における契約制限価格（以下「契約制限価格」という。）の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする方式である。併せて、落札者と合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議を実施し、その協議に基づく価格で契約する。

⑵ 技術提案及び入札書の提出　申請者は、申請書、確認資料等の提出に併せて技術提案書（施工計画）及び、技術提案プレゼンテーション前の指定の日までに入札書を提出すること。入札書は封書により提出すること。

⑶ 技術提案に関する事項　技術提案は、以下の項目について提出するものとし、資料は入札説明書に基づき作成するものとする。

提案書が所定の枚数を超えている場合、提案書の本文１行あたりの文字数が48文字を超えている場合、または１ページあたりの行数が42行を超えている場合は「可」と評価する。また、評価項目①～③及び④のうち㋐に関する提案は、それぞれ最大５提案まで、評価項目④のうち㋑に関する提案は最大２提案までとし、その評価項目に対する提案の有効性を、評価指標をもとに、総合的に評価するものとする。なお、所定の提案数を超えている場合はその評価項目に関する提案はすべて「可」と評価する。

１）施工計画（技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は不可とする。工事目的物とは、契約する単価項目すべてを示すもので、単価項目を施工するにあたっての仕様を契約書及び設計図書で示したものをいう。ただしコンクリートに関しては硬化後の形状・寸法を変更せず所定の要求性能を満たす範囲での混和剤等の提案は可能とするが、場所打ちコンクリートをプレキャストにする提案等は不可とする。）

① 管理体制・手法
② 品質管理
③ 安全管理
④ 環境対策

⑷ 技術提案の評価項目及び評価指標　技術提案の評価項目及び評価指標は下記のとおりとする。

１）施工計画　評価項目及び評価基準は下記のとおりとする。

① 管理体制・手法　「品質管理」、「安全管理」及び「環境対策」に関して、適正に実施するための体制と具体的な取組（評価項目②～④に関する提案は除く）

・下記評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価

② 品質管理　コールドジョイント対策、空洞防止対策、打継目、養生に着目したトンネル覆工コンクリートの品質向上に資する施工方法

・下記評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価

③ 安全管理

㋐ 土運搬における用地内工事用道路、交差道路の通行人、通行車両に対する更なる安全対策

㋑ 断層破砕帯を含む軟弱な地山におけるトンネル掘削作業に対する更なる安全対策

・下記評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価

④ 環境対策

㋐ 周辺茶畑等の耕作地及び民家・学校に対する工事中の更なる粉塵対策

㋑ 地球温暖化防止対策の推進を目的として、野登トンネルずり搬出（坑内切羽～野登トンネル東坑口盛土場・鈴鹿ＰＡ盛土場）に使用するダンプトラック及び盛土を施工するために必要となる、敷均し、締固め施工機械のCO_2削減に寄与する改善等の提案

・下記評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価　技術提案の評価指標は下記のとおりとする。

優　一般的事項に加え、提案の具体性や新規性が認められる内容のもので、数値根拠や検討結果が示されており、提案内容の信頼性が高いと認められる内容のもの。

良上　「良」に比べ、やや優れていると認められる内容のもの。

良　一般的事項に加え、提案の具体性や新規性が認められる内容のもの。

良下　「良」に比べ、やや劣ると認められる内容のもの。

可　一般的事項は述べられているが、提案の具体性も特段の新規性も認められない内容のもの。

不可　一般的事項の基準を満たしていない内容のもの。

※一般的事項とは、設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の記載内容をいう。